議第29号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例(平成12年三島市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第30号の表中

備考 この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、 建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1 について算定する。

を

Γ

Γ

....

備考

- 1 この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、この表に定める額に、当該適合判定通知書に係る同法第11条第1項に規定する特定建築物の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えて得た額とする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、第44号の5、第44号の6及び第44号の10において「非住宅部分」という。)のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第44号の5から第44号の10までにおいて「省令」という。)第10条第1号に規定する工場等(以下この号、第44号の5、第44号の6及び第44号の10において「工場等」という。)の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、100平方メートル以下のもの 2,000円
 - (2) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの3,000円
 - (3) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの5,000円

(4) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が、500平方メートル以下のもの 1,000円

に改め、同条第44号の3の表中

Γ

床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

を

Γ

床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	

床面積の合計 が 300平 方 メートルを超 えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

に、

Γ

1件につき120,000 円

1件につき198,000 円

1件につき118,000円

1件につき149,000 円

都市の低炭素化第54 市の低炭素19第1年 第1項解1年 第1項解2年 第1のののは 第1のののは 第1のののは 第1のののは 第1のののの 第1ののの 第1のの 第1ののの 第1のの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1ののの 第1のの 第1on 第1on

き246,000円、その に改め、同条第44号

他の場合にあっては 1件につき93,000円 市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき422,000 円、その他の場合に あっては1件につき 156,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき265,000 円、その他の場合に あっては1件につき 93,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき422,000 円、その他の場合に あっては1件につき 156,000円 他の場合にあっては 1 件につき94,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき309,000 円、その他の場合に あっては1件につき 120,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき246,000 円、その他の場合に あっては1件につき 94,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき309,000 円、その他の場合に あっては1件につき 120,000円

Γ

床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	1

の4の表中

を

のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

Γ

床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

に、

Γ

1件につき101,000 円 1件につき60,000円

1件につき76,000円

都進条定臣び基にこ長いにき他上の低場1項経交臣があるにめりての第二を選挙定のがうあるとなりであるには1元をでしたがらないできるには133,000円であるには133,000円であるには133,000円であるには147,000円のは147,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき214,000 円、その他の場合に あっては1件につき 81,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき133,000 円、その他の場合に あっては1件につき 47,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき214,000 円、その他の場合に あっては1件につき 81,000円 を

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき156,000 円、その他の場合に あっては1件につき 61,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき124,000 円、その他の場合に あっては1件につき 48,000円

市長が定める基準に よる審査にあっては 1件につき156,000 円、その他の場合に あっては1件につき 61,000円 に改め、同条第44号

の5を次のように改める。

₩の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13

条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分			手数料の額
建築物のエネルギー	ー消費性能の向上	床面積の合計が	1件につき10,000円
に関する法律第35条第1項の規定に		300平方メート	
よる認定を受けたる	建築物エネルギー	ル以下のもの	
消費性能向上計画に係る同法第34条		床面積の合計が	1件につき17,000円
第3項に規定する他	也の建築物(以下	300平方メート	
この号及び次号に	おいて「他の建築	ルを超えるもの	
物」という。)の影	非住宅部分		
他の建築物以外の	工場等の用途に	床面積の合計が	省令第1条第1項第
建築物の非住宅部	供する部分以外	300平方メート	1号イに規定する基
分	の部分	ル以下のもの	準による判定にあっ
			ては1件につき
			246,000円、同号口
			に規定する基準によ
			る判定にあっては1
			件につき94,000円
		床面積の合計が	省令第1条第1項第
		300平方メート	1号イに規定する基
		ルを超えるもの	準による判定にあっ
			ては1件につき
			309,000円、同号口
			に規定する基準によ
			る判定にあっては1
			件につき120,000円
	工場等の用途に	床面積の合計が	1件につき20,000円
	供する部分	300平方メート	
		ル以下のもの	
		床面積の合計が	1件につき28,000円
		300平方メート	
		ルを超えるもの	

第2条第44号の7中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号の表中 「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき29,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

を

Γ

床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
のもの 床面積の合計	1件につき17,000円
	1件につき17,000円
床面積の合計	1件につき17,000円
床面積の合計 が 300平 方	1件につき17,000円
床面積の合計 が 300平 方 メートルを超	1件につき17,000円 1件につき10,000円
床面積の合計 が 300平 方 メートルを超 えるもの	

に、

のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

Γ

1件につき120,000 円

1件につき198,000 円

省令第 1 条第 1 項第 1号イに規定する基 準による審査にあっ ては265,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は93,000円

省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基 準による審査にあっ ては422,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は156,000円

省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基 準による審査にあっ ては265,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は93,000円

省令第1条第1項第

Γ

を

1件につき118,000 円

1件につき149,000 円

省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基 準による審査にあっ ては246,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は94,000円

省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基 準による審査にあっ ては309,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は120,000円

省令第1条第1項第 1号イに規定する基 準による審査にあっ ては246,000円、同 号ロに規定する基準 による審査にあって は94,000円

省令第1条第1項第

に改め、同号を同条

1号イに規定する基準による審査にあっては422,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては156,000円

1号イに規定する基準による審査にあっては309,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては120,000円

第44号の9とし、同条第44号の6中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、 同号の表中「第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号」を「第36条 第2項において準用する同法第35条第1項第1号」に、

Γ

床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき17,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	

⅃

を

Γ

床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	

えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
床面積の合計	1件につき6,000円
が 300平 方	
メートル以下	
のもの	
床面積の合計	1件につき10,000円
が 300平 方	
メートルを超	
えるもの	
	<u> </u>

に、

1件につき61,000円

_____ 1件につき60,000円

1件につき101,000 円 1件につき76,000円

省令第10条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準による審査にあっては133,000円、同号イ(2)及び口(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円

省令第10条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準による審査にあっては124,000円、同号イ(2)及び口(2)に規定する基準による審査にあっては48,000円

省令第10条第1号イ (1)及び口(1)に規定す 省令第10条第1号イ (1)及び口(1)に規定す る基準による審査に あっては214,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては 81,000円

省令第10条第1号イ (1)及び口(1)に規定する基準による審査に あっては133,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては 47,000円

省令第10条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準による審査にあっては214,000円、同号イ(2)及び口(2)に規定する基準による審査にあっては81,000円

る基準による審査に あっては156,000 円、同号イ(2)及びロ (2)に規定する基準に よる審査にあっては 61,000円

> 省令第10条第1号イ (1)及び口(1)に規定する基準による審査に あっては124,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては 48,000円

省令第10条第1号イ (1)及び口(1)に規定する基準による審査に あっては156,000 円、同号イ(2)及び口 (2)に規定する基準に よる審査にあっては 61,000円 に、「第31条第2項

において準用する同法第30条第2項」を「第36条第2項において準用する同法第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第29条第3項の」を「第34条第3項の」に改め、同号を同条第44号の8とし、同条第44号の5の次に次の2号を加える。

個の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分	手数料の額	
他の建築物の非住宅部分	床面積の合計が 300平方メート ル以下のもの	1件につき6,000円
	床面積の合計が	1件につき10,000円

I		00077	
		300平方メート	
		ルを超えるもの	
他の建築物以外の	工場等の用途に	床面積の合計が	省令第1条第1項第
建築物の非住宅部	供する部分以外	300平方メート	1号イに規定する基
分	の部分	ル以下のもの	準による判定にあっ
			ては1件につき
			124,000円、同号口
			に規定する基準によ
			る判定にあっては 1
			件につき48,000円
		床面積の合計が	省令第1条第1項第
		300平方メート	1号イに規定する基
		ルを超えるもの	準による判定にあっ
			ては1件につき
			156,000円、同号口
			に規定する基準によ
			る判定にあっては1
			件につき61,000円
	工場等の用途に	床面積の合計が	1件につき11,000円
	供する部分	300平方メート	
		ル以下のもの	
		床面積の合計が	1件につき16,000円
		300平方メート	
		ルを超えるもの	
	ン 18 20/ 曲 bl /k		

(4)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分			手数料の額	
市長が定める機	一戸建て	の住宅(人の	居住の用以外	1件につき5,000円
関が交付した建	の用途に	供する部分を	有しないもの	
築物のエネル	に限る。	以下この号が	ら第44号の9	
ギー消費性能の	までにお	いて同じ。)		
向上に関する法	一戸建	住 戸 部 分	申請に係る戸	1件につき5,000円
律第35条第1項	ての住	(人の居住		
第1号に掲げる	宅以外	の用に供す	号から第44号	
経済産業省令・	の住宅	る部分(共	の9までにお	

国土交通省令で	用廊下、共	いて「申請戸	
定める基準に適	用階段その	数」とい	
合することを証		う。) が1戸	
 する書面を添付	共用部分と		
する場合	認めるもの	申請戸数が2	1件につき10,000円
		戸以上5戸以	
	号から第44	下のもの	
	号の9まで	申請戸数が6	1件につき17,000円
		戸以上10戸以	
		下のもの	
			1件につき29,000円
	う。)を除	戸以上のもの	
	く。)をい		
	う。以下こ		
	の号から第		
	44号の 9ま		
	でにおいて		
	同じ。)		
	共用部分	床面積の合計	1件につき10,000円
		が 300平方	
		メートル以下	
		のもの	
		床面積の合計	1件につき17,000円
		が 300平 方	
		メートルを超	
		えるもの	
	非住宅部分	床面積の合計	1件につき10,000円
	(住戸部分	が 300平 方	
	及び共用部	メートル以下	
	分以外の部	のもの	
	分をいう。	床面積の合計	1件につき17,000円
	以下この号	が 300平 方	
	から第44号	メートルを超	
	の9までに	えるもの	
	おいて同		
	じ。)		
その	他の建築物	床面積の合計	1件につき10,000円

1	1		N	l I
			が 300平方	
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき17,000円
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
その他の場合	一戸建て	ての住宅		1件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき37,000円
	ての住		戸のもの	
	宅以外		申請戸数が2	1件につき75,000円
	の住宅		戸以上5戸以	
			下のもの	
			申請戸数が6	1件につき106,000
			戸以上10戸以	円
			下のもの	
			申請戸数が11	1件につき150,000
			戸以上のもの	円
		共用部分	床面積の合計	1件につき118,000
			が 300平方	円
			メートル以下	
			のもの	
			床面積の合計	1件につき149,000
			が 300平方	
			メートルを超	
			えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計	省令第10条第1号イ
				(1)及び口(1)に規定す
				る基準による審査に
			のもの	あっては246,000
				円、同号イ(2)及びロ
				(2)に規定する基準に
				よる審査にあっては
				94,000円
			床面積の合計	省令第10条第1号イ
				(1)及び口(1)に規定す
				る基準による審査に
			アルと地	公本中による番重に

		えるもの	あっては309,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			120,000円
その他の	の建築物	床面積の合計	省令第10条第1号イ
		が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
		メートル以下	る基準による審査に
		のもの	あっては246,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			94,000円
		床面積の合計	省令第10条第1号イ
		が 300平方	(1)及び口(1)に規定す
		メートルを超	る基準による審査に
		えるもの	あっては309,000
			円、同号イ(2)及びロ
			(2)に規定する基準に
			よる審査にあっては
			120,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定 により、同項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれ の建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数 料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 第2条第44号の9の次に次の1号を加える。
- (4)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国 土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する 書面の交付の申請に対する審査 次の表に定める額

区分	手数料の額

非住宅部分であっ	床面積の合計が300	省令第1条第1項第1号イに規定す
て、工場等の用途	平方メートル以下	る基準による審査にあっては1件に
に供する部分を除	のもの	つき62,000円、同号口に規定する基
いた部分		準による審査にあっては1件につき
		24,000円
	床面積の合計が300	省令第1条第1項第1号イに規定す
	平方メートルを超	る基準による審査にあっては1件に
	えるもの	つき78,000円、同号口に規定する基
		準による審査にあっては1件につき
		30,000円
工場等の用途に供	床面積の合計が300	1件につき5,000円
する部分	平方メートル以下	
	のもの	
	床面積の合計が300	1件につき8,000円
	平方メートルを超	
	えるもの	

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第44号の 3 、第44号の 4 及び第44号の 7 から第44号の 9 までの 規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の 申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊 岡 武 士